

(資料 1 - 参考)

参考資料 - 1 (表紙, P-1 ~ P-10)

食と健康教育法(仮称)
立法化のための提言

平成14年11月12日

食の効能普及全国会議
食と健康政治連盟

はじめに

平成11年において、生活習慣病として医療機関を受診した患者数は、高血圧が719万人、糖尿病が212万人、脳血管疾患が147万人、悪性新生物(がん)が127万人、心疾患が107万人となっており、この五つの疾患だけで合計1,300万人を超える方々が医療機関を受診したことになる。そして、これら患者の中から悪性新生物(がん)で29万6千人(30.7%)、心疾患で14万7千人(15.3%)、脳血管疾患で13万3千人(13.8%)の方々が死亡しており、この三つの疾患だけで死因の約六割を占めることになる。

一方、平成11年において、これら五つの疾患の治療に要した医療費は、がんが2兆1162億円、脳血管疾患で1兆9698億円、高血圧で1兆7861億円、糖尿病で1兆777億円、心疾患で7270億円となっており、合計で7兆6768億円に上る。

生活習慣病を含む全ての疾病に要した国民医療費は、平成11年度で30兆9337億円であり、国民一人当たりの医療費としては24万4200円となっている。

我が国の国民医療費は、昭和40年に1兆円を超え、53年には10兆円を、平成2年には20兆円を、平成11年には30兆円を突破した。このまま増加を続ければ、平成9年における旧厚生省推計によると2010年(平成22年度)には54兆円に、2025年(平成37年度)には104兆円を超えるといわれている。

現在、高齢者人口の増加による老人医療費が増加し続けており、各医療保険制度の財政は深刻な赤字構造に陥っている。国民医療費の伸びと経済成長率とのギャップが続けば、医療費を賄うための国民負担が著しく増大し、医療保険制度自体が立ち行かなくなる事態も懸念されている。

なお、医療費とは別に平成12年4月よりスタートした介護保険制度においては、総額5兆6608億円が支出されており、被保険者である国民の負担も増加してきている。

この様に、国民経済に重大な影響を及ぼすことになる生活習慣病等の疾病は、食品及び食品成分の持つ生体に対する効果を活用することで、その予防及び改善が可能であることは、国内外の多くの研究者の研究の成果から明らかとなっている。

特に、最近では各種疾病の発生要因と制御機構の解明が、DNAチップやプロテインチップ等の高度な解析装置の開発により飛躍的に進歩し、これに伴い、食品が疾病の予防や改善に有効であることも十分証明されつつある。

このため本年9月2日に、我が国の自然科学研究の第一人者の方々に加え、人文・社会科学の研究者にも参加いただき、発起人89名により「食の効果評価学術研究会(会長:菅原 努 京都大学名誉教授)」が設立され、医薬品のような単一成分の有効性を評価するのではなく、複合系である食そのものの有効性をそのまま評価できる手法を早期に構築するための準備をすすめている。

そこで次の段階として、これらの研究成果を人の健康にいかに有効に活用するかということが問われており、また、喫緊の課題ともなっている。しかしながら、現在我が国には、生活習慣病等疾病の予防及び改善を積極的に推進する法律は存在しない。

私たちは、多くの議論の結果、新たな食の効能評価法を早期に構築することを前提に、食の効能を活用して生活習慣病等疾病の予防及び改善を推進する法律を制定するための提言をここにとりまとめたものである。

今後この提言が、多くの超党派の国会議員に理解され、新法制定に向けた活動が大いに進展することを切に願うものである。

食と健康教育法案(仮称)

〔食の効能を普及教育することにより生活習慣病等
疾病の予防及び改善を図るための法律案(骨子)〕

1. 基本的考え方

この「食と健康教育法案(仮称)」は、目的に明記されているとおり食により生活習慣病等疾病の予防及び改善を図ることを目指しているものであるから、当然、安全性が担保された食品についてのみ適用されることを前提とする。

従って、安全性の担保は、現行の「食品衛生法」及び今後制定が予定されている「食品安全法(仮称)」の規定に委ねることになるため、当法案には安全性担保規定は設けないこととする。

また、食の効能の商品に対する表示制度については、原則として許認可制ではなく、事業者の責任において実施することを基本としているが、これは「官」すなわち既存省庁による恣意的な介入を極力排除する観点から導入しようとするものである。しかしながら、消費者に対し食の効能表示等を厳正に評価するため、専門家から成る第三者機関(仮称;食の効能評価委員会)を新たな行政機関として創設し、最新の知見により公正、的確な判断を行うこととする。

なお、食の効能表示等を実施するためには、連動して薬事法第2条の定義の一部を改正しなければならない。

2. 目的

食の効能を適正に評価し、その事実を基に表示制度の創設や小中学校の義務教育化等により普及啓発し、生活習慣病等の疾病の予防及び改善を図り、国民医療費の低減と快適な長寿社会の建設に資することを目的とする。

本法案の主目的は、食の効能の有効活用による生活習慣病の予防及び改善を図ることであり、このためには、食の効能を適正に評価できる手法の確立や開発が必須である。

食の効能の活用方法を広く国民に普及し、消費者の選択に資するために、商品に対し効能表示が行える制度を創設し、食の効能についての広告、宣伝等を行う。また、児童生徒に対しては学校教育の場において栄養科学等に基づく食の効能の最新知見を教科書を通して教育する。このような普及啓発により、食の効能を日常の食事に反映させて生活習慣病等の予防及び改善を図る。

その結果として、国民医療費の低減とQOLの飛躍的な向上による快適な長寿社会の建設に資することが可能となる。